

政府機関統一基準第4版の見直しについて

1. 政府機関統一基準について

- ・ 政府機関全体としての情報セキュリティ水準の向上を図るため、各府省庁が守るべき最低限の対策基準として、政府機関統一基準を策定(2005.12)。
- ・ 政府機関統一基準は、技術・環境の変化を踏まえ、2005 年以降毎年見直しを行っている。

2. 今回の見直しについて

- ・ 昨年2月に現行の第4版へ大幅な改訂を行ったところであり、各府省庁における定着に重点を置く必要があること、最近の脅威についても現行の統一基準で対応可能であることから、適用対象範囲に「消費者庁」を追記するなどの微修正に留める。

項番	【新】第4版(平成21年度修正)	【旧】第4版
1.1.1.2(2)(c)	本統一基準において「府省庁」とは、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、 消費者庁 、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省をいう。	本統一基準において「府省庁」とは、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省をいう。

- ・ また、「政府機関の情報セキュリティ対策における政府機関統一基準の策定と運用等に関する指針」においても、「府省庁」の定義に消費者庁を追記する。

項番	修正案	現行
1-2(1)	「府省庁」とは、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、 消費者庁 、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省をいう。	「府省庁」とは、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省をいう。